

農地法第4条・第5条許可申請の必要書類チェックリスト

あなたの農地法第4条・第5条許可申請に必要な書類のチェックリストです。

「要否」欄に「要」とある書類がすべて揃っているか、申請書提出前に再度ご確認ください。

番号	要否	必 要 書 類	備 考
1	要	「許可申請書」	正本1通＋副本（申請者数） （4haを超える場合は、県知事宛とし、副本を1通追加）
2	要	「登記事項証明書」 転用しようとする土地の登記事項証明書	<u>全部事項証明書</u> に限ります。 法務局で取得できます。（有料）
3		「定款」若しくは「寄附行為」の写し又は「法人の登記事項証明書」	申請者が <u>法人の場合のみ</u> 添付。
4	要	「更正図」 転用しようとする土地の形状、地番が記載された図面	法務局で取得できます。（有料） 転用しようとする土地を赤枠で囲み、隣地の所有者、地目を記入してください。
5	要	「位置図」 転用しようとする土地の位置及び付近の状況が表示された図面	縮尺は10,000分の1ないし50,000分の1程度で、図面の中心に転用しようとする土地が位置するようにして作成し、土地の形状が分かるよう色付けしてください。 また、縮尺、方位を記入してください。
6	要	「案内図」 転用しようとする土地への案内図	住宅地図等を用い、転用しようとする土地の所在を明示してください。
7	要	「利用計画図・排水計画図」 転用しようとする土地に建設しようとする建物又は施設の面積、隣接との距離及び施設物間の距離を表示した図面	施設を利用するために必要な道路、水道及び排水施設の位置も表示してください。 転用に伴い設置する排水設備（浄化槽や下水道）、排水経路及び排水方向を矢印で表示してください。（雨水処理も含みます。）縮尺、方位も記入してください。
8	要	「建物・施設の平面図」 転用の目的となる建物や施設の図面	建築物の各階平面図（ <u>建築面積・床面積の記載してあるもの</u> ）等を添付してください。 適宜、立面図、断面図、構造図等を追加してください。
9		「土地改良区の意見書」 転用しようとする土地が土地改良区の地区内にある場合は、転用に対する土地改良区の意見を記載した書類	土地改良区に、転用しようとする土地が土地改良区の地区内の土地かどうかを確認し、 <u>地区内の土地の場合</u> は土地改良区に意見書の発行を事前に申請してください。
10	要	「資金計画申出書」 申請する者に、転用事業を行うことができる資力があること（事業費が確保できていること）を申出る書類	預貯金の残高、融資の申込み状況等を記載し、事業費の確保が可能なことを申出ます。 残高証明、融資証明書、又は融資申込書の写し等の添付が必要です。（一般個人住宅の場合は通帳の写しでも可となります。） 用紙は事務局にあります。

番号	要否	必要書類	備考
1 1		「所有者又は利用権者の同意書」 所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面。申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面	賃借権等に基づく耕作者がいる場合は、紛争を防ぐため、あらかじめ合意解約の手続きを行なってください。 合意解約の手続きは、事務局にお問い合わせください。
1 2		「他法令許可書等写し」 転用事業実施に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決を要する場合には、それを了していることを証明する書面。	許可、認可、関係機関の議決を了していない場合は、その申請書の写し（収受印があるもの） 農振除外通知、国有財産使用許可、道路工事施行承認、河川法許可 等
1 3		「住民票抄本」及び「戸籍の附票」	<u>申請人の住所が加茂市外の場合に添付。</u> また、所有者の住所が「登記事項証明書」と異なるときに添付。（現住所までの異動状況が分るもの。戸籍の附票等）
		「抵当権者の同意書」 抵当権者が転用事業の実施に同意していることを確認するための書面。	<u>申請地に抵当権が設定されている場合に添付。</u>
		「合意解約書」	<u>利用権等が設定されている場合に添付。</u> 用紙は事務局にあります。
1 3		<p>その他参考となるべき書類</p> <p>○建売住宅の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地の具体的選定理由 ・土地造成、建築、販売計画等を具体的に説明した書類（原則として建築完了は転用許可後1年以内です。） ・支出計画（土地地代、造成費、建築費、雑費等）を具体的に記入した書類（見積書等） ・転用実績を説明した書類（過去3年以内に県内において建売住宅を目的とした転用許可を得ている場合は、その履行状況を記入します。） <p>○資材置場又は駐車場の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地の具体的選定理由 ・利用計画の詳細を記載した書面（必要とする具体的理由、資材又は駐車場の配置並びに所要面積の根拠となる資材量及び資材名又は駐車台数を記載したもの） ・事業拡大等で現在の資材置場又は駐車場が不足であるとして新たに申請する場合は、現在ある資材置場又は駐車場の全部の位置及び利用状況図 ・申請地と、事業所及び現場との位置関係を説明する地図 	

※1 「要否」の確認は事前に農業委員会におたずねください。（☎ 0256-52-0080 内線 421）

※2 1 3番の「その他参考となるべき書類」は、許可の判断をするにあたって必要不可欠と、許可権者が判断した書類を個別に添付してください。